

平成20年度第1回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成20年11月14日(金) 東京都第一本庁舎 南側25階 114会議室
委員	<p>第一生命保険相互会社顧問 立花 壯 介(委員長)</p> <p>弁護士 藤 谷 護 人(委員長職務代理)</p> <p>東京大学大学院工学系研究科教授 坂 本 雄 三</p> <p>東京大学大学院総合文化研究科准教授 木 村 忠 正</p> <p>弁護士 岩 島 のり子</p> <p style="text-align: right;">計5名出席</p>
審議案件	議案 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の一部改正について
審議案件概要	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札契約制度の改善策として、契約内容に適合した履行、工物品質の確保を価格面から担保し、実態に即した基準の設定とするため、最低制限価格・調査基準価格の適用上限等を見直すことについて ・ 審議案件関連事項の聴取 入札契約制度改革研究会の第一次提言及び「入札契約制度の当面の改善策の実施方針」
委員からの意見等の概要	<p>議案</p> <p>(1) 最低制限価格・調査基準価格の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算基準が工事の種類により異なるのであれば、算定式、または配分を変えるという考え方もある。 <p>(2) 入札契約制度改革研究会の第一次提言について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、契約制度改革の実現性を高めるためにも、発注者の技術力の向上に係る追加コスト(現場職員の人的コスト等)も含め検討をしていただきたい。 ・ 入札不調の発生原因に、発注時期の偏りなどの条件が重複した結果が含まれるのであれば、工事、契約、予算の各部門の連携が従来以上に求められる。 ・ 入札契約制度改革研究会の検討内容について、当委員会に適宜報告されたい。
委員会による報告	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格・調査基準価格の見直しは、低価格競争の激化などの問題の原因が最低制限価格等の基準額の設定にあるため、見直すものであること、またこれによりくじ引きの多発についても解消が期待されることを確認した。 ・ 新基準の算定式が国等の算定式を参考に作成したものであることを確認した。 ・ 最低制限価格・調査基準価格の見直し及びその試行について了承する。 ・ 試行に係る検証結果については、当委員会に報告されたい。